

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り候  
ときは、その翌日  
の翌日)

## 目次

### ◇ 告示

- 字の区域の変更(地方課)
- 第三十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領(労政訓練課)
- 飼料の試験の結果の概要(畜産課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(農村整備課)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 保安林の指定予定(造林課)
- 保安林の指定の解除予定(〃)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて  
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)
- 県道の区域の決定(道路課)
- 県道の供用の開始(〃)
- 土地区画整理組合の解散の認可(二件)(都市計画課)
- 都市計画事業の認可(〃)
- 都市計画法第六十六条による告示(〃)
- あん摩マッサージ指圧師試験等の実施(医務課)

### ◇ 公告

## 告示

### 鳥取県告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による佐陀地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年五月十二日現在の地番による。)
大字佐陀字中谷	大字佐陀字中谷の全域
大字佐陀字黄水	大字佐陀字黄水池三九七の一、三九七の二、三九八の三、四〇〇の三、四〇九の二、四〇九の三の一部、四一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字佐陀字黄水池	大字佐陀字上葉淵四一二の一部、四一三の一部、四一八の一の一部、四一八の三の一部
大字佐陀字黄水池	大字佐陀字黄水池のうち三九七の一、三九七の二、三九八の三、四〇〇の三、四〇九の二、四〇九の三、四一〇の一、四一一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字佐陀字上葉淵</p>	<p>大字佐陀字黄水池四〇九の三の一部、四一〇の二の一部、四一一の三及びこれらと一体をなす国有地        大字佐陀字上葉淵のうち四一二の一部、四一三の一部、四一八の二の一部、四一八の三の一部、四二二の二の一部、四二二の三の一部、四二二の四の一部、四二二の五の一部、四二五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字佐陀字滑河原四三八の四と一体をなす国有地の一部        大字佐陀字滑土手四五〇と一体をなす国有地</p>
<p>大字佐陀字滑河原</p>	<p>大字佐陀字滑河原のうち四三八の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字佐陀字滑土手</p>	<p>大字佐陀字上葉淵四二二の二の一部、四二二の三の一部、四二二の四の一部、四二二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字佐陀字滑土手のうち四五〇と一体をなす国有地以外の区域        大字佐陀字下葉淵四六二、四六三の二の一部、四六三の三の一部、四六四の二の一部、四六四の三の一部、四六六の二の一部、四六六の三の一部、四六六の四の一部、四六六の五の一部、四六九の二、四七〇から四七三まで、四七四の二の一部、四七四の三の一部、四七六の二の一部、四七六の三の一部、四七九の二の一部、四八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字佐陀字東海道下七六〇の二、七六〇の三の一部、七六三の二の一部、七六三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七六四の二と一体をなす国有地の一部        大字佐陀字長谷川七七二の二、七七七、七七八の二、七七九の二の一部及び七七九の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字佐陀字下葉淵</p>	<p>大字佐陀字上葉淵四二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字佐陀字下葉淵のうち四六二、四六三の二、四六三の三の一部、四六四の二の一部、四六四の三の一部、四六六の二の一部、四六六の三の一部、四六六の四の一部、四六六の五の一部、四六九の二、四七〇から四七三まで、四七四の二の一部、四七四の三の一部、四七六の二の一部、四七七の二の一部、四七九の二の一部、四八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字佐陀字中井手西</p>	<p>大字佐陀字中井手西のうち七二八の二の一部、七二九の二の一部、七三三の二の一部、七三三の三の一部、七三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三二の二、七三三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域        大字佐陀字中井手之東七四二の一部、七四三の一部        大字佐陀字東海道下七四九、七五〇の二、七五〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七五〇の三、七五一の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字佐陀字中井手之東</p>	<p>大字佐陀字中井手西七三三の三の一部、七三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三三の二と一体をなす国有地の一部        大字佐陀字中井手之東のうち七三五の二の一部、七三五の三の一部、七三六の二の一部、七三九から七四三までの二、七四四及びこれらと一体をなす国有地並びに七三五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域        大字佐陀字長谷川七八一の二の一部、七八一の三、七八一の四、七八一の五から七八一の七までの二、七八一の四、七八二の二の一部、一四五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字佐陀字東御山跡八三九の一部、八四四の二の一部</p>



第三十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

- 一 推薦する者の資格  
鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。
- 二 推薦される者の資格  
労働組合法第十九条の十二第四項において準用する第十九条の四第一項に規定する者でないこと。
- 三 推薦手続  
1 労働組合は、推薦書（様式第一号）を推薦期間内に知事に提出すること。  
2 労働組合は、労働組合資格審査申請書（様式第二号）を推薦期間内に鳥取県地方労働委員会に提出すること。  
四 推薦することができる候補者の数  
制限はないが、二人以上の場合、順位を付けること。
- 五 推薦期間  
平成元年一月十日から同月二十日まで

様式第1号

推薦書  
鳥取県知事 殿  
事務所所在地  
平成 年 月 日  
(電話番号)

労働組合名  
代表者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年 月日	現住所	労働者の所属組合の名称及びその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経歴	備考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式第2号

労働組合資格審査申請書

平成 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会 長 殿

事務所所在地

(電話番号)

労働組合名

代 表 者 名

㊦

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参加し  
たいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくだ  
さるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
- 2 労働協約
- 3 その他資格の立証に必要な資料
  - (1) 職制表及び組合役員名簿
  - (2) 経理状況
  - (3) 従業員数及び組合員数 (男女別)

鳥取県告示第三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第  
三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十三年十二月に収去  
した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次





平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五号

溝口町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業北貝市地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

淀江町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）今津地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月十一日から二十日間



三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業に係る佐陀地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大山町	第三期山村振興農林漁業対策事業赤松地区農道整備	昭和六十三年十二月二十日

鳥取県告示第九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

- 八頭郡用瀬町大字安蔵字財ノ谷一一〇一、一一〇一内第一、一一〇二の一、字蛇ノ谷一一〇三の一、一一〇四の一、一一〇五の一、杖ヶ谷上へ一一〇六、一一〇七の一、一一〇八

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字本泉字本谷八三一の五、大字湯谷字奥呂五八一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画  
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字楠根字北空五七二、五七三の一、五七三の三、大  
字北河原字川積奥三五六、三五六の一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及  
び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘緑字中倉二〇一四の九(国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第十一号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八

条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出	発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	漁業者調書の縦覧	期 間
	気高郡気高町大字酒津六九四 河 崎 勝 則 気高郡気高町大字酒津七〇五―二一 河 崎 俊 雄 気高郡気高町大字酒津四二四 谷 本 義 春	酒津加入区	漁業災害補償法 第一百四十二条 に掲げる漁業	酒津漁業 協同組合		平成元年一月 十日から同月 二十四日まで

鳥取県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年一月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
皆生車尾線	米子市皆生字温泉二二三三―二地先から同町字丸池三八九―五地先まで	一六・〇 三三・四	一、二六九・二

鳥取県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成元年一月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
皆生車尾線	米子市皆生字温泉二二三三―二地先から同町字丸池三八九―五地先まで	平成元年一月十日

鳥取県告示第十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市砂池土地区画整理組合の解散を昭和六十四年一月六日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市新田土地区画整理組合の解散を昭和六十四年一月六日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・六十七号湖山白浜公園

三 事業施行期間

平成元年一月十日から平成二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市湖山町北四丁目地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 米子市皆生字温泉地内

2 使用の部分 なし

公 告

あん摩ワッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩ワッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

平成元年1月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
あん摩ワッサージ指圧師試験	学科試験 平成元年2月15日（水） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
	実地試験 平成元年2月16日（木） 午前9時から	”
学科試験	平成元年2月15日（水） 午前9時から	”
	平成元年2月16日（木） 午前9時から	鳥取市東町一丁目227 鳥取県庁第28会議室
実地試験	平成元年2月16日（木） 学科試験終了後	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 受験資格

あん摩ワッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項の学校若しくは養成施設を卒業し、又はこれらの学校若しくは養成施設においてあん摩ワッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師になるための課程を終了した者

3 試験科目

(1) あん摩ワッサージ指圧師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、  
診察概論、臨床各論、あん摩ワッサージ指圧理論及び医事  
法規

実地試験 あん摩ワッサージ指圧実技

(2) はり師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、  
診察概論、臨床各論、漢方概論、経穴概論、はり理論及び  
医事法規

実地試験 はり実技

(3) きゆう師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、  
診察概論、臨床各論、漢方概論、経穴概論、きゆう理論及び  
医事法規

実地試験 きゆう実技

4 受験申込手續

(1) 提出書類

ア 受験願書（所定の様式によること。）

<p>イ 履歴書（所定の様式によること。）</p> <p>ウ 卒業証明書又は修了証明書（平成元年3月に卒業し、又は修了する見込みの者にあつては、卒業見込証明書又は修了見込証明書。この場合においては、平成元年3月31日（金）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。）</p> <p>エ 写真（出願前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）</p> <p>オ 同時にはり師及びきゆう師試験を受けようとする者にあつては、はり師試験及びきゆう師試験共通科目免除願書（所定の様式によること。）</p> <p>カ 既にはり師試験又はきゆう師試験に合格し、更にあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験を受けようとする者にあつては、あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）試験既受験科目免除願書（所定の様式によること。）及びその合格証書の写し</p> <p>(2) 提出先 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課</p> <p>(3) 提出期間 平成元年1月18日（水）から同月24日（火）まで（郵送の場合は、平成元年1月24日（火）までの消印があるものは、有効とする。）</p> <p>(4) 受験票の交付 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。</p> <p>5 試験手数料及びその納付方法 (1) 試験手数料 7,900円</p>	<p>(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の右上余白部にはり付けすること。この場合、消印しないこと。</p> <p>6 携行品 (1) 学科試験 受験票及び筆記用具（点字タイプライター、点字器等を含む。）</p> <p>(2) 実地試験 手指消毒用具及びはり師試験にあつては鍼箱（寸六鍼管）、きゆう師試験にあつては灸転器</p> <p>7 合格者の発表等 (1) 合格者は、平成元年3月1日（水）午前9時に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して公表する。</p> <p>(2) 合格者には、合格証明書を交付する。</p> <p>8 その他 (1) 学科試験は、筆記又は点字によるものとする。</p> <p>(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857-26-7190）に問い合わせること。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一冊百十八円（送料を含む。）】